第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会傍聴について

第1 趣旨

これは、第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会(以下「懇談会」という。) の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

懇談会の傍聴人の定員は、懇談会会場の広さ等を勘案して懇談会の座長が定める。

第3 傍聴人の決定

懇談会を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号を記入の上、懇談会会場 入口に設置する受付(以下「受付」という。)に提出しなければならない。

2 傍聴人は、懇談会開催予定時刻の15分前から先着順で決する。ただし、懇談会開催 予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引き で傍聴人を決する。

第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 懇談会の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6の 規定により撮影又は録音することにつき、座長の許可を得た者を除く。
- (5) その他懇談会を妨害するおそれがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等懇談会の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他懇談会の秩序を乱し、又は懇談会の妨害になるような行為をしないこと。

第6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、懇談会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

傍聴人がこれに違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 これを退場させることができる。

第10 委任

これに定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第2期西東京市文化財保存·活用計画策定懇談会傍聴届

	第2期西東京市文化財保存・	活用計画策定懇談会の傍聴を希望するため、	下記のとお
V)届けます。		